

令和3年5月臨時会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和3年5月31日（月） 開会 午後 1時35分
閉会 午後 2時 4分

場所 第7委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、

鈴木正人委員、東間亜由子委員、浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部関係]

安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、

内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、

金子亮化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第87号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

【付託議案に対する質疑】

須賀委員

- 1 前回の委員会で、まん延防止等重点措置の区域指定については本委員会で所管するということで、その考えを伺ったところ、陽性者数や東京都の隣接地という点を考慮して措置区域を決定しているとのことであった。今回、措置区域の指定は継続するということが、措置区域内の市町には、人口10万人当たりの陽性者数が減少しているところもある。そこで、措置区域の指定に当たり陽性者数を考慮する際に何か基準を設けているのか伺う。
- 2 東京都の隣接地であって、陽性者数も多い市町が措置区域に指定されていないが、これはどのような考えに基づくものか。
- 3 これまでに、市町から措置区域指定の解除について要請があったのか。また、仮に市町から解除の要請があった場合にはどう対応するのか。
- 4 今後、まん延防止等重点措置の再々延長も考えられるが、その際には区域指定について市町村長と相談を行うのか。

危機管理課長

- 1 まん延防止等重点措置区域の決定に当たっては、新規陽性者数、東京都の隣接、鉄道の結節という三つを基に総合的に勘案し、決定している。また、陽性者数については、人口10万人当たりの陽性者数と実陽性者数も含めて、判断の一つということで考えている。
- 2 委員の御指摘のとおり、東京都に隣接した県東部の三郷市や八潮市は措置区域に指定していない。先ほどと同様の答弁となるが、新規陽性者数の動向、東京都に隣接していることに加えて、鉄道の結節などを総合的に勘案し、専門家の意見を踏まえて、13市町を指定したものである。なお、本年5月25日（火）に開催した新型コロナウイルス感染症専門家会議においても、特に異論はなかった。
- 3 これまで、市町からの解除要請はない。また、今後、市町村から相談があった場合は、意見を伺った上、必要に応じて新型コロナウイルス感染症専門家会議に諮るなど適切に対応していく。
- 4 再々延長に当たり市町村長に相談するかということであるが、本年4月24日に新たに13市町を指定区域に追加する際には、知事が関係首長に事前に連絡を行っており、特に異論はなかった。

須賀委員

措置区域の指定に当たり陽性者数を考慮する際に、明確な数値基準は設けていないように思われるが、区域の指定は県民に多大な影響を与えるため、指定の根拠は明確に説明ができる方がよいと思う。前回は新型コロナウイルス感染症専門家会議にかけて13市町を追加しているが、当時と状況も変わってきている。そのため、今後の区域指定については、その都度慎重に検討すべきと思うがどうか。

危機管理課長

措置区域の指定に当たっては、毎回、新型コロナウイルス感染症専門家会議で現在の県内感染状況や市

町村ごとの状況をまとめた地図やデータを提出し、専門家委員の皆様措置区域を拡大するのか、縮小するのかということを含めて意見を伺っている。今回は、本年5月28日に本部会議を開催したが、それに先立ち同年5月25日の新型コロナウイルス専門家会議において措置区域の見直しについて専門家委員の皆様意見を伺った。その際には、まだ分からない部分が多いインド株が県内で発生したという状況と変異株の感染動向が分かりづらい部分があるということで、感染爆発の懸念もあるため、現在の措置区域を維持すべきだという意見をいただいた。それを踏まえて5月28日の本部会議で、措置区域は変更なしと決定した。

高橋委員

この調査は抑止力となるもので、本当に大事だと思っている。そこで、本調査について、どう運用しているか伺いたい。今までの調査結果がホームページに掲載されており、95%を超える協力率となっているが、協力いただけない店舗ではどのような意見があったのか。協力していただけるよう交渉した店舗、協力いただけない店舗、最終的に公表等の措置を行った店舗など、段階ごとにお答えいただきたい。

危機管理課長

協力いただけなかった店舗全てに共通するが、協力すると従業員の雇用の関係がある、収入が減ることで経営が立ち行かないといった意見がほとんどである。協力していただけない店舗には、まずは電話連絡を行い、それから協力金制度の案内などを送付している。協力金制度を知らなかった店舗にはそれを利用して協力していただく。また、既に協力していると連絡をもらうこともある。そのように粘り強く何回も協力依頼をしている。本年5月11日、12日、28日になかなか協力いただけない10店舗に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請をしている。その店舗を県職員が直接訪問した際には、本部からの指示で営業している、協力金だけでは足りず営業しないと厳しいという意見があった。

高橋委員

貴重な意見を数多く聴かれているが、全て同じ内容とのことである。このような意見について、危機管理防災部、そして県庁全体でどのように共有して施策に生かしていくのか。

危機管理課長

毎朝、幹部によるWEBミーティングを実施し、その中で意見を共有するほか、関係する産業労働部とも情報共有を図っている。

高木委員

- 1 前回の予算要求時には、見回りの対象が48駅中心ということであったが、今回は何駅になったのか。
- 2 営業時間の短縮要請に協力していない店舗の情報を、県として県民から吸い上げる窓口はあるのか。仮にあるのであれば、その状況を伺いたい。

危機管理課長

- 1 今回の調査対象の駅は116駅である。措置区域内が86駅、措置区域外が30駅で、主に駅周辺の繁華街の見回りを行う予定である。また、措置区域内には駅のない三芳町

があるので、駅とは関係なくこの1地点の見回りを行う。そのため、全部で116駅に1地点を加えた117地域の見回りを行う。

- 2 今回の飲食店等の時間短縮や酒類等の提供自粛については、県が設置している緊急事態相談センターに電話で意見をいただいている。その受付件数は、本年5月25日までの段階で1日平均60件、合計で1,558件である。そのうちの約4分の1の412件は営業時間に関する相談、252件が時間短縮要請に協力していないという情報提供であった。それを受け、各店舗に電話をかけたり、ホームページで店を調べたり、手紙を送って協力の要請を行い、協力いただけない場合は、措置区域内であれば、法に基づく要請を行っている。

高木委員

前回は48駅が調査対象だったが、今回は合計117地域に増えている。一方で、調査期間は前回の40日間から20日間と約半分となり、予算額も前回の約半額以下となっている。この内容で、十分な対応ができるのか。

危機管理課長

前回の補正予算を受けて、見回り調査を行う業者の見積合わせを行ったところ、予算を抑えることができた。今回、実際の事業実施額に近い形で計上しているため、対応が可能と考えている。なお、駅数については、もともと48駅としていたが、本年4月28日から措置区域に13市町が加わり、対応する駅を増やしたところである。そのため、現在も、先に申し上げた117程度の地域の見回りを既に行っているところである。

浅野日委員

営業時間の短縮要請に関する手続について、一連の流れはどのようなものか。また、今回の予算に関わる営業時間短縮の協力要請は、この手続のどの部分につながるものか。

危機管理課長

まず、今回の補正予算で計上した夜の見回り調査で、営業時間の短縮に協力していただいているかを調査し確認する。協力いただけない店舗については、電話や手紙を送るなど法に基づかないお願いを何回か行っている。

その中で協力いただけない措置区域内の店舗に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき事前要請を行う。その段階で協力してもらった店もあった。そこで協力いただけない場合は、正式に同法31条の6第1項に基づく要請を行う。それでも協力いただけない場合、県職員による立入調査を行う。その中で店の責任者へ協力依頼をし、このまま協力いただけない場合、命令を行う旨の予告を行う。

協力いただけない場合、専門家の意見を聞きつつ、店舗の経営者へ弁明の機会の通知を送る。7日間程度の期間を設けて、理由がある場合は弁明書を提出してもらうことになる。弁明書が届いたら適切かどうかを判断し、適切でない場合は同法第31条の6第3項に基

づく命令を出す。その後、引き続き、店舗が協力しているかをまん延防止等重点措置期間終了まで確認する。期間終了後、協力していただいていない場合は、県が判断して、地方裁判所へ過料事件の通知を行う。その後、裁判所で過料を科すかどうかを判断することになる。

【付託議案に対する討論】

なし
